

## 第 30 回 豆腐公正競争規約設定委員会

### 議 事 録

開催日時 平成 30 年 11 月 28 日（水） 午後 2 時 0 0 分～5 時 0 0 分  
開催場所 台東区上野区民館 1 階 101 集会室  
出席者数 委員 7 名、オブザーバー 13 名  
出席した委員の氏名 村尾誠、梅内壺、井出総一郎、高木芳和、川田学、青山隆、廣部里栄  
議長の氏名 村尾 誠  
議事録作成者 西尾 俊治  
議事の経過概要 定刻に至り、村尾議長より開会を宣し、式次第に基づき協議に入った。

#### （議事）

村尾議長 第 30 回の委員会を始めたいと思います。一応本日で、この委員会のほうは、一旦終了ということになりまして、今後協議会のほうに話の場を移すということで、今日はこれまでの取りまとめのようなかたちで進めてまいりたいと思います。まずお手元の資料の確認です。開催要項、それから出席者名簿ですね。それから別添資料 1 ということで、豆腐類の表示に関する公正競争規約案と食品関係法令等との比較対照表ということで、前回提出させていただいたものの修正版です。それからこれも前回の修正版なんですけども、別添の資料 2 ということで、公正競争規約導入前後の一括表示の違いということ。A4、1 枚のものがございます。それから別添資料 3 で、豆腐類の表示に関する公正競争規約及び同施行規則案というものです。それと、豆腐の表示に関するアンケートということで、一つは、これが消費者向けのものが一つ、それから事業者向けのアンケート。それからこのカラーの表裏のチラシですね。これは、前回作っていたものを修正したんですけども、今回案ですので、皆さんでご覧いただいてちょっと修正すべきところがあれば直したい。それからあとは参考資料となります。以前にも議論したんですけど、公正取引協議会を作るにあたっての考え方をまとめた参考資料ということで、12 月に話し合ったもの。それから同じく参考資料で、第 28 回の委員会のおきに出された情報ですね。ここも今後の方針についてというところ、以下が今日の参考資料でございます。それから、豆腐公正取引準備協議会についてということで、今日、準備協議会のこういった構成にするかということも皆様でご意見いただきたいと思いますのでお願いします。それから公正競争規約認定申請までのスケジュールということで最後になります。以上です。

#### （間）

村尾議長 それから今日は委員の方の 1 人、高木専務が今日初めてお越しになってます。今までライクスタカギさんからは高木会長が出席して下さってたんですが、今日から高木専務ということで、専務一言。

高木委員 いつもお世話になっております。今まで兄の顧問が出席させていただいておりましたが、今日から私が代わりに出席させていただきますのでよろしくお願いします。日豆協のほうでいろいろずっとお世話になってまして、今も委員やっておりますので、また今後とも。もともと私は営業畑と

いうより現場というか、作る、物作りとかそういったものを中心にやってきましたので、そういった方面は割に得意な分野でございますので、よろしくまたお願いいたします。

村尾議長 よろしく申し上げます。

一同 (拍手)

村尾議長 それでは議題に沿って進めたいと思います。前回議事録の確認とありますが、もうさっそくまずは対照表のほうで、前回と比較して直したところ、それを確認してまいりたいと思います。まず1ページ目です。上から二つ目の欄の公正競争規約案というところですね。豆腐の定義のところ、4行目、ダイズ、凝固剤、水以外を使用せずという部分に書いてたんですけども、そのあとに括弧書きで消泡剤を除くというところを追加いたしました。ここが一点ですね。それから、その下の欄、調製豆腐については3行目です。豆乳とおからとを分離していないと書いてたんですけど、いないものも含むというふうに追加しております。それから備考欄ですね。この、豆腐、調製豆腐、加工豆腐、原材料等による分類のあとの備考欄を三つひとまとめにしまして、ここ何もない空欄だったんですが、大豆固形分は公定法や換算式を定め誤差の範囲も明確にするということと、食塩相当量は今後の検証を要するという点で注意点に書いてあります。このページについては以上です。それから次のページにあっては、消泡剤のところの欄の食品表示法等のところ、前回は表示義務なし、括弧、キャリーオーバーという書き方をしてたんですが、これキャリーオーバーじゃなくて、加工除剤として表示義務なしということに修正しております。それから一点、上に戻りますけれども、大豆固形分のところ、で、デメリットのところですね。ここに、測定に手間と費用がかかるというのを追記しております。それから次が、原材料の欄、下の特定事項の欄の原材料ですね。ここにあっては、まず、この目的、理由、背景のところ、濃度のところですね。前は基準の明確化とだけ書いてあったんですけども、これまで自社比較であったものを統一基準として任意表示を行う際の要件を明確化というふうに具体的に書いてございます。それから同じく濃度の欄の右のほうにあっては、デメリットのところ、ここ空欄なんですね、ここは空欄で、デメリットじゃないや、備考欄ですね。備考欄のところに、木綿豆腐は表示対象外ということを書き加えております。それから、その下の新穀、新大豆のところについても、目的、理由、背景のところは基準の明確化とだけ書いてあったんですけど、任意表示を行う際の要件の明確化というふうに詳しく書いてあります。それから、その新穀、新大豆の欄の備考欄ですね。賞味期限の長い商品については別途検討というふうに書いてあります。あとその下いきまして、特色のある原材料、原料原産地のところで、これは食品表示法等の欄かな、原料原産地表示制度はあるが、強調表示の規定なしというふうに前回書いたんですけども、これがちょっと間違っておりまして、原料原産地表示制度において〇〇産50%等の表示は可能ということで、現行もそういう表示ができるということですね。ただ公正競争規約の中では、100%使用する場合のみ表示可という案になっているということでございます。それからその下いきまして、製法等のところの上から2番目、手作りの要件のところ、公正競争規約案のところの4行目ですね。前は、凝固剤は合剤、副剤を使用しないというふうに書いてたんですけど、合剤は構わないので、合剤を削除しております。凝固剤に副剤を使用しないということ

で書いてあります。それから同じく、目的、理由、背景のところです。ここも要件の明確化というふうに書いてたんですけど、任意表示を行う際の要件の明確化ということで詳しく書いてあります。それからその隣のメリットの欄で、小規模零細事業者というふうに書いてたんですが、これは小規模製造小売事業者というふうに改めております。それから備考欄、充填豆腐、調製豆腐、加工豆腐は表示対象外ということで追記しております。それからその下の生豆腐に関しても、この目的、理由、背景のところは同様の文にしております。それから小規模零細事業者というのを小規模製造小売事業者に変更しまして、あと、充填豆腐は表示対象外というところを備考欄に加えております。このページは以上ですね。

(問)

村尾議長 それから3ページ目にまいりまして、この不当表示の禁止のところの目的、理由、背景のところが、優良誤認の防止というふうに前回は一言で済ませてたんですけども、具体的に書いております。まず、名称のところについては、一括表示欄に記載する品名や分類とパッケージに大きく記載される商品名とが異なる表現や紛らわしい表現にならないようにするためということで、より具体的に目的を書いております。それからその下の本格豆腐とか、本豆腐等の表示の禁止というところについては、何をもちて本格なのか等の根拠がはっきりしない表示や、〇〇風など曖昧な表示をしないようにするためというふうに目的を書いております。それからその下の、添加物等不使用をことさらに強調する表示の禁止の欄についても、目的としては、通常、豆腐に使用しない添加物や安全性の高い添加物を使用していないことをことさらに強調する表示は不公正なので原則禁止、というふうに理由を明確化しています。その下も同様ですね。用語の使用禁止については、客観性や科学的根拠に乏しい表現を禁止するというで書いてあります。それからその下の、不当な競争優位表示の禁止についても、客観性や科学的根拠に乏しい表現を禁止、モラルにのっとった競争環境の整備ということを目的に明記しているということでございます。あと備考欄への追加としまして、一番上の名称のところについては、表示基準に紛らわしい表示の具体例を示すということで、これはいろんな例があるので、できるだけ表示基準のほうで具体的に示していくということですね。それから、添加物等不使用をことさらに強調する表示の禁止についても、表示基準に表示できる場合の具体例を示していくということを書いてございます。この比較対象表については、修正した箇所は以上なんですけれども、それ以外に皆様のほうで何かお気づきの点等ございましたら、ご指摘いただきたいんですが、いかがでしょうか。

(問)

村尾議長 青山委員。

青山委員 3ページ目の原材料、添加物のとこの公正競争規約のところ、消泡剤不使用っていうのは、これ法律的に消泡剤は使ってもいいし、使わなくてもいいんですけど、この保存料みたいなものとか、こういうようなまるっきり使っちゃいけないものもあるわけですね。するとここを一括に、こちら辺何か二つに分けたほうがわかりやすくなるかなという。

村尾議長 なるほどね。実際に使っているものと使っていないものということですね。そうですね。

(問)

青山委員 うん、このままだと何かことさらについていうことで、ちっちゃな字だったらいいっていうか、理解されちゃう可能性がある。

村尾議長 一応私の理解の中ではそうなんですけど。情報として書くぐらいのぶんはいいんですけど、あまりオーバーに強調するということが不公正に当たるんじゃないかということなので。これ先般、ちょっと話は別なんですけど、遺伝子組み換え大豆のことで消費者庁と意見交換をした際にも、業界団体としては、任意表示をもう撤廃してくださいという要望書を出したんですけども、消費者庁の見解としては、遺伝子組み換えでないとか、分別して管理をしているものを使用とか、そういうことを書くと、書きたいという意味を、何ていうんでしょう、過剰に規制するということは、これは国が過剰規制をしているというふうにとられるので、それはもう事業者のほうの判断に任せるというような言い方だったんですよね。だからそういうことからすると、こういうことを全く書いてはいけませんよっていうのも過剰規制に当たるのではないかなと。ただ、あんまりことさらに強調しすぎると、これは不公正な取引になってくるので、そここのところの線引きっていうのは非常に難しいんですけども、この規約の中でやはり一定の線引きはしておいたほうがいいのかっていうことで、情報として書くのがいいっていう程度にとどめようかなあというのが現行の案なんですけどね。

(間)

村尾議長 よろしいでしょうか。

青山委員 はい。

村尾議長 そのほか何かございますか。これはどういったふうに活用するかというと、あとでアンケートのところで述べますけれども、事業者向けアンケート、今回費用の面も考えてインターネットでアンケート取ろうということを今考えたんです。それでその際に、同じウェブサイトのほうでこれを別添資料として皆さんにダウンロードして参考にさせていただくという目的でこれを作ってますので、情報をそのまま載っけてもなかなか皆さんご理解が進まないんじゃないかと、わかりにくいんじゃないかということで、できるだけわかりやすくしようという考えでこれを作ってますので、内容だけでなく、これもうちちょっとわかりやすく書いてあげたらとか、これちょっと難しいなあとかっていうのがあれば、ご指摘をいただければと思うんですけども。

西尾 OB はい、すいません。ちょっと細かいんですけど、だいぶ前に宇佐美委員から、手作り豆腐のつくるっていう字は、製造の造を使ってほしいっていうご意見があって、そのとき結論が出たかどうか、ちょっともう忘れてしまったんですけど。

村尾議長 そうでしたっけ。

西尾 OB ちなみにフードジャーナル社では、つくるは製造の造を使っています。

村尾議長 ひらがなにしとくのが無難かな(笑)。

西尾 OB ひらがなでもいいと思うんです、はい。

村尾議長 そうですね。じゃあ漢字はどれを使ってもいいってことにして、規約のほうにはひらがなで訂正しておきましょうかね。規約もそうなるのかな。

(間)

村尾議長 規約もそうですね。漢字になってるので、ひらがなにしておきます。

(間)

村尾議長 でも、施行規則には、ひらがなで1行入ってますね(笑)。自分で一貫してないところが(笑)。そのほかございますか。ちなみにこれは、インターネットのほうで公開しますので当然消費者の方もご覧いただくかたちになります。では、続きまして、別添資料2のところですね。公正競争規約導入前後の一括表示の違いということで、一例だけしか、示させていただいておりませんが、比較しやすいように、できるだけ現行法令、それから今後新しく表示義務化になる点等を踏まえたうえで、その公正競争規約導入によってだけ変わる点、そこを明確にしております。ですから、皆さんご存じのとおり、来年の4月1日から栄養成分表示ということが義務化になります。それから、製造所というのを必ず明記をしなくてはならなくなります。これが、食品表示法の一番最初の大きな改正なんですね。それから2022年の4月1日から今度は、原料原産地表示が義務化になりますので、これは、括弧書きでアメリカ、カナダと、ここでは例を示してありますけれども、これ以外、これは、国別重量順表示という書き方ですね。これが原則になるんですけども、これ以外に又は表示ですとか、大括弧表示というものが入ってくるというのが、原料原産地表示です。それから、その翌年、2023年4月1日、これはまだ決定していませんけれども、今のところ消費者庁が出している方針としては、その2023年4月1日に遺伝子組み換え表示の厳格化ということになります。それで、現在の意図せざる混入率5%以下であれば、遺伝子組み換えでないという書き方ができるのが、できなくなります。これは、もう検出と、検出されないことをもってしか、遺伝子組み換えでないというものを書けなくなるので、この例で取りますと、アメリカ、カナダのものを使ってるということは、もうこれは、遺伝子組み換えでないということを書いてません。代わりに欄外のところに、※印で、遺伝子組み換え原材料の混入を防ぐため、分別管理された大豆を使用しています、という書き方をしています。これは、消費者庁から示されている一例ですけども、こういった書き方をしているので、この3点の改正を既に先取りして現行の表示例にしているというのが一つですね。それで、公正競争規約導入後の表示例で変わるっていうのは黄色の部分です。これまで充填豆腐とだけ書いていたものが、これは大豆固形分が8%以上のものになってますので、調製充填豆腐という書き方をしております。それから原材料としては、これも今まで大豆とだけ書いてあればいいんですけど、大豆の加工の状態も明確に書くということで、脱脂加工大豆という書き方をしております。それから添加物のところに、これまでは凝固剤とだけ書いてあったものを、凝固剤のあとに物質名ですね。それで、これは主材だけではなくて、この場合はプロピレングリコール脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステルという上位3位までの副材も書いております。それから、あと消泡剤としてグリセリン脂肪酸エステルということで添加物も書いてあるということですね。それから、あと公正マークがついていると。それから、もう一つは、これは義務表示ではないんですけども、木綿の、これは充填豆腐だった。これ要らないかもしれません。充填豆腐、つけるんですけど、堅さの数値表のあれ。あれ木綿でしたっけ。

廣部委員 木綿だけだと思います。

村尾議長 木綿だけでしたっけ。

廣部委員 はい。

村尾議長 じゃあ、これちょっと間違えてますね。木綿豆腐の場合は、ここに堅さの目安が入るんですけども。木綿だけでしたね、絹ごしとか充填はやらないです。

青山委員 検査は木綿しかやってないですね。

村尾議長 検査は木綿しかやってないですかね。

青山委員 それともやっていきますか。

村尾議長 まあ、あってもいいような気はするんですけども。

青山委員 あってもいい。

村尾議長 今後ちょっと決めていきましょう、この辺はね。一応、こういった点の変更点になるというところ。何かございますか、お気づきの点。はい、廣部さん。

廣部委員 栄養成分表示なんですけれども、コレステロールが項目に入ってるんですが、これは義務では、

青山委員 ない。

廣部委員 今回は抜いておいたほうがよろしいかと思えます。

村尾議長 そうですね。コレステロールは任意表示。

廣部委員 そうですね。

村尾議長 食品の種類によっては義務なんですか。

廣部委員 いや。

青山委員 全部任意ですね。

(間)

村尾議長 豆腐の場合はゼロなので、あえてこう書くかちゅうのもあるんですね、実は(笑)。ちょっと強調表示はしたいみたいなことです。

青山委員 強調はよくない(笑)。

村尾議長 ほかにございますか。

青山委員 いいと思います。随分よくなりました。

(間)

村尾議長 それでは、次の別添資料3にいきます。規約に関しては、特に大きくは書いてないんですけども、2ページ目ですね。施工規則の必要な表示事項の表示区分ということで、施工規則の第2条の(3)の①ですね。大豆のところで、ウとエ、ここが食品表示基準の改正に伴って変わるところですので、ちょっと今までの文と変えております。まず、ウについては、原料大豆原産地表示については、これまでは、農水省のガイドラインに沿ってということが書いてありますけれども、これはもう、今年の9月1日から改正食品表示基準が施工になりましたので、食品表示基準(食品表示基準 内閣府令第10号、平成29年の9月1日改正に従い表示するという書き方に変えております。ちょっと一点、いろいろ議論があつて、大括り表示は豆腐業界では必要ないんじゃないかとか、そんな話もしておりましたが、今のところは入っておりません。今後の議論にそれは、もう委ねたいと思います。それから、エは遺伝子組み換えに関する表示についてはということ

ろで、これもガイドラインに沿ってということを書いてたんですけども、これも食品表示基準が今後、決まってくるだろうということで、今のところは、食品表示基準に従い表示するということにとどめております。それから、その下の大豆由来の遺伝子組み換え食品の表示についても。それから、さっきご指摘のあった手作りはひらがなに変えます。4ページ目ですね。4ページ目の第4条の(3)ですね。施工規則のほうは第3条の(3)。あとはそれほど、何か変更ないですね、そのままですね。何かお気づきなところはありますか。

(問)

村尾議長 よろしいですか。今後、別添資料としてアンケートのときに参考に見ていただく資料になります。

(問)

村尾議長 それで、こういった別添資料を用意したうえで、先ほどお配りした事業者向けのアンケートのほうです。

(問)

村尾議長 それで、目的のところとかは、そんなに大きくは変えてないんですけども、一番大きく変えたのが、前回、ちょっとお話しした段階では、事業者の皆さんに郵送でお送りして、郵送で返してもらうというようなことをベースに検討してたんですけど、いろいろ試算してみますと、莫大な予算がかかるということが判明しまして、例えば、1通、返信用封筒も合わせて164円ですか、それで4000通とかいうことだと思えます。それだけでいくらになるんですか。65万円以上ですね。という金額になってきます。予算をオーバーするという、それからそれを今度手で集計するようになると、その人件費もかかるということで、とてもじゃないですけど、その辺の予算を捻出できないということで、多くの事業者さんはインターネットでも回答は可能であろうという前提のもとに、アンケート専用サイトというのを活用しまして、そこで回答をしていただくという方法を取ることを考えております。で、アンケート専用サイトのほうは、設問数が100問ぐらいまでであれば、5000円ぐらいから利用できるものがあるということが、いろんなリサーチでわかってますので、そちらのほうにアンケートを掲載して、そして全豆連さんとか日豆協さんのホームページからリンクを張って、それでアンケートに答えてもらう。そうすると、自動集計もできるらしいんですね。で、自動集計したものをグラフに加工するとかそういうのはこちらのほうでExcel使ってできると思いますので、そういったかたちでやりたいと思います。で、どうしてもインターネット環境がない方とか、アンケートサイトをご利用できない方については、これは全豆連さんのファクス番号書いてますけれども、こちらのほうにファクスで返していただくということで、これであれば、ほぼ経費としてはかからないんじゃないかと。それから、アンケートをお送りする際も、ウェブ上で見てくださいとか、メールでお送りするという方法もあるんですけど、これはなかなか行き渡らないので、このときはファクスで、全豆連さんのほうからお送りするということで、今のところ考えてるのは、リコーさんとかゼロックスさんのほうで一斉配信サービスみたいなものもあるので、Excelでリストだけ作っとけば、そのリストをコピー機で読み込んでもらって、そこから一斉のファクス送信をするというようなことであれば、それほど費用もかからないし、手間もかからないだろうというようなことでやろうかなというふうに考えて

ます。で、ちょっと今、全豆連さんのほうでお忙しい中、リストのスクリーニングといいまして見直しをさせていただいておりますけど、今、どうですか、現状のほうは。

相原 OB 半分ぐらいはやってます。

村尾議長 半分ぐらい、2000 は進んでる？

相原 OB 2000 ちょっとはできてます。

村尾議長 進んでいってるんですね。そういったことで今、ご準備をいただいているので、その準備ができれば、アンケートサイトをこれから準備して、お送りするというようなことを考えております。

(間)

村尾議長 そのアンケートサイトにするというので、多少は、書き方も変えております。ただ、内容はそんな変わってないんですよ。ただ、前回とちょっと順番を変えてます。前は、いきなり公正競争規約に反対ですか、賛成ですかみたいなことを最初に持ってきてたんですけど、前の先生からのご指摘もありましたとおり、ちょっと順番を入れ替えて、軟らかい質問から入っているということでございます。最初は、属性ですね。企業名、団体名、インターネットサイトですから、カナも書いていただいたりだとか、代表者氏名、それから回答記入者の所属部署名、回答記入者氏名、それから連絡先、電話番号、ファクス番号、あとメールアドレスもしっかり書いていただいて、メールアドレスをしっかりとリスト化しておく、今後、通信費等の削減にもなりますので、こういったところをしっかりと情報として入手することを目的にしています。それから、1問目としては、公正競争規約、こういう制度があることについてご存じですかというような内容にしております。それで、アンケートの、ウェブ上でアンケートをやられた方だと、よくご存じだと思うんですが、この「○」がついている設問っていうのはどちらか一方とか、いくつかあるうちの一つを選ぶときは、大体「○」ですね。ですから、どちらか一方を書いていただくと。Q2については、あなたは、豆腐業界が公正競争規約の設定に取り組んでいることをご存じですかということで、知っている、知らない、2択になってます。それからQ2の1で、知っていると答えた方への質問ということで、何によって知ったかと。これは、複数回答ですので、四角のチェックボックスになっているということですね。で、その他ということで、自由回答の欄もこれはウェブサイトで載せますので、これを設けております。それからQ2の2については、知っていると答えた方について、どの程度、知っているかということで、これもチェックボックスでの回答になってます。それからQ3、ここからはちょっと設問数がぐっと多くなってきますけれども、基本的には4択ですね。この公正競争規約導入によってもたらされると思われる以下の効果についてどう思うかということで、実質的には3択なんですけど、わからないというふうに言ってるっていうふうなことを列挙しています。豆腐の定義や分類がわかりやすくなる、商品を選ぶための情報がわかりやすく表示されるようになるっていう優良誤認等の不当表示がなくなる。豆腐業界全体の安全安心や信頼性が向上すると。商品や店舗に対しお客様から信頼されるようになる、表示に関して公正取引委員会に相談できるようになる。公平で公正な競争環境が守られる、事業所ごとの住み分けが可能になる。日本の豆腐の基準が世界標準になることが期待される。こういうことについて聞いております。それからQ4は、法律に上乘せして、表示することを検討している以



下の事柄について、必要か不要かということです。これは別添資料を見ていただきながら回答していただいたほうがより身近に回答していただけるのかなということです。豆腐の定義、それから豆腐の分類ですね、調製加工などと。それから、豆腐の分類、木綿、ソフト木綿、絹ごしなど、分類には大きく分けて二つありますね。こういうふうに分けてあります。あと、大豆固形分表示で食塩相当量の基準、凝固剤の物質名表示、凝固剤に含まれている副材の物質名表示、あと消泡剤の表示及び物質名表示。濃度を強調する表示及び基準、手作りである旨の表示及び基準、生豆腐の表示及び基準、それから申告は、これ手作りをひらがなに直していいですね。それから、新穀または、新大豆の表示及び基準、地域の特色ある豆腐である旨の表示及び基準、特色ある原材料を使用する際の表示及び基準、独自製法等を強調する表示及び基準、以下の不当表示の禁止ということで、紛らわしい表示と添加物を使用していない旨をことさらに強調する表示、類似誤認を与える表示、本格、〇〇風のような唯一性を意味する表示、最高級、最上級など、天然、自然、ナチュラル等の用語、〇〇推薦を示す用語等の競争優位表示というところ。それと、あとは、小規模製造小売事業者の特例と公正マーク、または適正表示をしてるか。こういうものが要るか要らないかということで、ご意見を伺います。それから、Qの5番は認定申請に向けて、この準備協議会を作るということですね。そこで議論をするんですけども、これへの対応についてということで、いよいよ核心にどんどん迫っていくんですけども、ここは一つだけ選ぶようになっております。担当者の派遣も含め積極的に議論に参加する、それから、担当者の派遣は難しいが何らかのかたちで議論には参加したい、議論には参加しないが準備協議会には加盟するか、準備協議会に加盟しない。準備協議会の設置に反対するというので、反対の方については理由を伺うというかたちになってます。それからQ6については、認定を受けた場合ですね。認定を受けた場合の対応についてということで、規約を積極的に遵守するのか、取引先から遵守するように言われれば従うか、他の事業者の対応を見て遵守するかどうかを決めるか、遵守する考えはない。考えはないという方については理由を聞くようにしています。あとQ7番は、ここでも賛成、反対を一応聞いているというところがございます。それから賛成と回答した方については、何で賛成と回答したかということで、目的に賛成なのか、メリットがあると思うから、規約案に納得した、周囲の人や知り合いが賛成しているので何となく、その他と。その他については理由ですね。反対についても同じようなことです。で、一番最後に、これだけでは拾いきれないご意見もあるかと思うので、自由回答欄のご意見、ご要望、記入欄というのを設けています。事業者アンケートについては、もうこれぐらいのボリュームでいいかなというふうに思っておりますが、ご覧いただいて何かお気づきの点等ございますでしょうか。

(問)

青山委員 すばらしいです。

村尾議長 よろしいですか、大丈夫。井出さん、どうぞ。

井出委員 3点あります。一つは1ページ目の誤字なんですけども、三つ目のパラグラフの一番下の行のご支持いただけるという、支持ですね。

村尾議長 そうですね、前回もご指摘いただきました、失礼しました。

井出委員 それから二つ目は、この下のパラグラフのところがいいのか、3番目がいいかわかんないんですけども、このアンケートは本来、アンケートの集計のみに使用して、その他の目的には使用いたしませんと書いてあるんですけども、恐らく、このあと設置される予定の準備評議会の中で、このアンケートをもとに議論されると思いますので、そういった内容のことをどっかに書いたほうがいいかな。

村尾議長 公正競争規約の設定作業の中では使用するというようなことを書いといたほうがいいんですかね。

井出委員 そうですね。3番目のパラグラフで、より多くの皆様にご支持いただける規約とするためのアンケートを実施するというので、何となく意味は書いてあると思うんですけども、もう少し明確に書いたほうがいいかなというふうに思いますっていうのが二つです。3点目はQの5と6なんですけども、いくつか選択肢はあるんですけども、この中にわからないという、もしくは現時点では未定とか、そういった選択肢も最後に入れておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

村尾議長 Qの5と6ですか。

井出委員 ええ。例えば準備協議会が設置したら参加します、どうかかわりをしますかっていうことに対して、まだ多分決めかねるという意見もあるかなと思いますので、その下ですね、もし設定された場合にどうするかということについても。

村尾議長 じゃあ、どこがいいかな。

井出委員 一番最後に、

村尾議長 一番最後ですかね。

井出委員 いいですかね。わからないとするのか、もしくは現時点では未定とか。

村尾議長 未定とかね。

井出委員 以上です。

村尾議長 ありがとうございます。

(間)

村尾議長 ありがとうございます。そのほかに、皆様ございますか。

梅内委員 いいと思います。

(間)

橋本OB ちょっといいですか。

村尾議長 はい、どうぞ。

橋本OB Qの3の選択肢なんですけども、例えば1の豆腐の定義や分類がわかりやすくなる、それに対してそう思う、で、どちらともいえない、そうは思わない、わからないってあるんですけども、そう思うっていうのはわかるんですけども、その次にどちらともいえないっていうのは、この、大体右に見てると思うんですけど、そう思うの次にそうは思わないっていうのがくるんじゃないかなと思ったんだけど、それで、そのあとにどちらともいえない、で、わからないっていうふうな並び方なのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

村尾議長 どうでしょうね。

(間)

村尾議長 どうでしょう（笑）。

青山委員 いいような気がしますけども。

村尾議長 どっちがですか。

青山委員 このままで。

村尾議長 このままでいいですか。

青山委員 うん。だから、どっちか先に答え出しちゃうかですね、迷ったときに。

橋本 OB Q4 もそうだね。必要、不要、どちらともいえない。

村尾議長 こういうアンケートやるときに、もう少しよくあるのは5段階ぐらいで答えさせるパターンもあるんですけど、あんまり5段階にしても意味がないのかなと思ったりして。

橋本 OB 別にこだわりませんが。それと、このQ4の公正競争規約案で法律に上乗せしてっていう文言ありますけども、これはさっきの、黄色いやつに出てますけども、あえて法律に上乗せしてっていう文言入れる必要があるのかなっていう。なるべく何か語彙を簡潔にしたいという観点からするとどうなのかなというふうに思ったんですがいかがですか。

村尾議長 豆腐類の表示に関する公正競争規約案で。

（間）

梅内委員 何ていう表現にすればいいんですかね。

村尾議長 どうでしょうね、表現の仕方。何かいい表現の方法ないですか。

（間）

村尾議長 橋本専務、何かないでしょうかね。

橋本 OB いや、別に。

村尾議長 違う表現の方法。

橋本 OB なるべく設問を反対にしたいなということで。上乗せして表示するんですけども、そういうのをあえて書くことはどうなのかなと。規約案で表示することを検討している以下の事柄についてとかっていうふうにしてもいいんじゃないのかなと。

村尾議長 法律に上乗せしてを、もう取っちゃうってことですか。規約案で評議することを検討している以下の事柄について。

（間）

村尾議長 もしくは、規約案で検討している以下の事柄について。

梅内委員 うん。

村尾議長 でもわかります？

梅内委員 わかります、わかりますけども。規約案で、

村尾議長 規約案で検討している以下の事柄について、それでもわかるか。

梅内委員 わかりますね。

村尾議長 じゃあ、そうしましょうか。法律に上乗せして表示することを取っちゃうんだよね。

梅内委員 取っちゃって。

高木委員 表示先を入れないと。法律に上乗せしてを取って、案で表示すること。

村尾議長 案で表示すること、

高木委員 表示の問題は下の設問だから。

村尾議長 じゃあ、表示することを検討しているにしましょうか。

梅内委員 通じますね。

村尾議長 じゃあ、そういう変更でいいですかね。

大石 OB 法律に上乘せしてをはずすんですか。

村尾議長 はい。

大石 OB はずさないほうがいいんじゃないですか。

村尾議長 はずさないほうがいいですか。

一同 (笑)

大石 OB だから、これは意味があるので、法律でできたものをやってるのにそれ以上する必要があるんだっ  
ていう意見が随分出たことがありますね。

村尾議長 そうですね。

大石 OB 法律以上のものをやるっていうわけですから、法律のうえに乗せていくという考え方で、公正競  
争規約はやってますよというのは、委員会でもみんな話してきたことだから、上乘せしてという  
言葉がなかったら。

村尾議長 むしろそっちのほうが意味があると。

大石 OB これがなかったらだめですね、もともとからやってる、反対者の意見は、法律を守ればいいたろ  
うっていうところからも出てきてるわけですから。

村尾議長 別添資料1のほうには、もう明確に書いてるんですけどね、タイトルのところに。公正競争規約  
と法律どこが違う、上乘せ部分はということを書いてるので、別添資料を見ていただければ、

梅内委員 わかる。

村尾議長 よりわかるということなんで。どうしましょう、原文どおりいきますか、じゃあ。

梅内委員 うん。

村尾議長 事実は事実としてということ。じゃあ、このまま原文どおりいきましょう。

梅内委員 いきましょうか。

(間)

梅内委員 いいでしょう。これだけ聞ければ。ここ回答してくれれば。

村尾議長 さっきの井出さんからご指摘があったの、1ページ目の四つ目のパラグラフのところ。ご記入い  
ただきました情報等につきましては、本アンケートの集計のほか、規約設定作業の目的以外には  
使用いたしませんのでとしましょうか。

梅内委員 いいですね。

村尾議長 そういうことでこうします。

(間)

村尾議長 では、このアンケートに関してはよろしいでしょうか。相原さん、これウェブサイトに載つける  
作業は別として、大体いつぐらいに皆さんに投げかけをできそうな感触、年内っていうのはいけ

そうですか。

相原 OB 手があればスピードアップしたいんですけど、ちょっといろいろと抱えてまして、12月いっぱいぐらいはかかってしまうんじゃないかっていう感じがします。

村尾議長 はい。もし、全豆連さんに行ってお手伝いができるということは、私も行ってるんで手伝って、時間があるときは手伝おうと思ってるんですけど。ぜひ、相原さんにご連絡をしていただいですね。

相原 OB 今スクリーニングをしてる名簿を今度は電話連絡をする必要がありまして。

村尾議長 電話連絡ですか。

相原 OB 要するに、住所はあるんですけども連絡先がないというケースもあるんですよ。ですから、そういうもので、例えばファクス番号を伺うとか、こういうこともちょっとやる時間が必要なのかなと。

村尾議長 それは大変ですね、電話確認は大変。そこで電話連絡用にアルバイトか派遣さんを雇うとかいう話になってたんですよ。その辺の費用とかっていうのは、ある程度お調べになったんですかね。その電話連絡、いかんせん、何人ぐらいでどれぐらい費用かかるんだと。

相原 OB いえ、まだです。

村尾議長 まだですか。ただ郵送するよりは安いっていう判断ですね。

相原 OB そうです。

村尾議長 はるかに安いんで、そっちの方向でやっていくというね。5000件近くあると思います。

梅内委員 5000件か、膨大だな。

西尾 OB 電話するのも5000件？

村尾議長 電話番号は入ってるんですけど、廃業してる、してないってこともありますので、全部は、する必要ないかもわからないですけども。例えば、明らかにホームページにもう載ってるとかかっていうんだったら、別に確認しないでいいんですけども。

西尾 OB そのホームページもまた見ないといけないですよ。

梅内委員 確認しなきゃいけないです。

西尾 OB スクリーニングの作業は『フードジャーナル』でも過去に、何度かトライしたことがあるんですけど、結構大変な作業になります。

村尾議長 \*\*\*あります、あれね。

西尾 OB 豆腐屋さんが電話に出てくれないとか、すごく、昼はいないとか。朝は忙しいからほったらかしとか（笑）。

村尾議長 時間帯がありますもんね。

西尾 OB だから時間が結構かかると思います。

村尾議長 大体、僕もお豆腐屋さんに電話かけるときは、お昼休みに電話かけるんですよ。

西尾 OB そうですね、あの時間が一番ですね。

村尾議長 大体ご飯食べてるんですよ（笑）。

西尾 OB そうそう、それくらいの時間しか。だから、それがすごい数になると結構大変です。

相原 OB 名簿なんですけども、今、手前どもでも持っている全国の事業者名簿と電話帳ですね。電話帳で掲載されてるものというのは、あれは、随時更新されるので、あれとかけ合わせて、はじく作業をまずやってるんです。そうすると、ファクス番号は載ってるところもあるんですけども、ないところは名簿上ほとんどですので、まずは、ファクス番号の洗い出し、ないところには郵送という作業ができるための、今準備をしているところです。

村尾議長 そういう結構、地道な大変な作業をやってますので、iタウンページのリストと、それから全豆連さんがもともと持ってるリストを照らし合わせながら重複してるところをまず統合して、重複してないところについては、そこが操業しているかどうかというところを確認する作業に、ちょっと手間ひまかかるんですけど。

相原 OB タウンページのほうは新規開業も結構入ってくるんで、廃業と新規開業とそこら辺を見合わせながら、今、名簿の作成を急いでるところです。

村尾議長 だから、まずはスクリーニングの作業ですよ、そこを早く終わらせて。

西尾 OB ある程度、費用をかけてされるんでしたら、それできあがったら、うちでも使わせていただいて、いくらかでも、その利用分くらいは。

村尾議長 高額になってもよろしいんですか。

一同 (笑)

西尾 OB いや、だから、それはだめ。

一同 (笑)

西尾 OB その辺は相談のうで。

村尾議長 それをどうするんですか。

西尾 OB うちでは、お豆腐の業者さんに見本誌を送るとか、いろいろ使うことはできるんで。私どもも、リストづくりはしてるんですけど、やってることはやってるんですけど。

相原 OB 業界で活用できる名簿には仕上がると思うので。

(間)

西尾 OB すいません。お豆腐の品評会やるときとかに、依頼を受けて、これまでもそのリストを作りながら、案内を送ったりしてるんですね。そのために、ちょっとスクリーニングをしたりとか、そういう作業をしてるんですけども、やっぱりかなり戻ってきたり、不正確だったりっていうことがいろいろあるので、それで、うちのほうでもそういうことも踏まえて、事業者さんのリストは作りたいなと思ってるんですけども、手間ひまかかるのと、すぐに必要というわけではないので、それで進められていない状況があるんですよ。もし、このアンケートのためにそれをされるんでしたら、人手をかけて手伝うというのは、ちょっと今、うちの事情では難しいわけですが。少々ぐらいの応援をさせていただくのは、やぶさかではありません。事業者名リストなら個人情報でもありませんし。

村尾議長 中国四国では、昨年、事務局がすべてのiタウンページで出たリストのところに電話をかけて、もうスクリーニングをしてるので。

相原 OB 名簿があるんですか。

村尾議長 名簿はあるんですよ。それで、それに基づいて、品評会の案内を送っているのだから、それもファクスで送ったのかな。経費削減のために、ファクスで全部送ったので。

相原 OB すいません、そういったことはご提供いただけますか。

村尾議長 それは、ご提供できると思いますので。

相原 OB いただければ、それは、そのぶん、かなり時間が助かります。

村尾議長 そうですね。多分、四豆連の事務局にはあると思います。ほかのエリアとかはやってないですかね。

相原 OB 東北で1回やってますけど。

村尾議長 東北はやってますかね。

相原 OB 2年ほど前に。

村尾議長 だから、そういうものも活用しながら。

青山委員 東京都はファクスもない人がいますから。

大石 OB それは東京に限らずいます（笑）。

村尾議長 しょうがないですよ、そういうところは操業していないということにしましょう（笑）。

（間）

村尾議長 のちほどスケジュールでもふれますけども、非常にタイトなものですから、何とか年内にはアンケートを実施したいというふうな感じで。それから、もう一つは、消費者向けアンケートですね。これは、主には日本豆腐マイスター協会のご協力もいただきながら、一般の方にご協力いただくんですけども、多くは豆腐マイスターさんの方にお答えいただくことを想定して作っております。こちらのほうの内容については、廣部さんのほうからご説明いただければと思います。

廣部委員 消費者向けのアンケートなんですけれども、前回の会議のときに作ったものからの変更点としては、まず、一般の消費者の方ということなので、冒頭にあまり重たい文章ですとか、ちょっと答えにくい質問を持つてくるのをやめまして、簡単な前置きと、あと、質問の1、2からは、日常生活でぱっと答えられそうな問題をまずは入れていってるんですけども、ただ設問の1にも、お客様がどういったところで商品を買われているか、その際に豆腐の種類を認識して、どの程度認識して買われているかというところは、アンケートからわかってくるといいなと思っています。設問の3以降は、より具体的にどういった点を豆腐を選ぶ際に見ているのか、情報をどういところから取っているのかというところが順番にわかるように設問を組んでおります。最終的には、添加物の物質名とかまで出して、そういった認識が消費者の方にどの程度まであるのかなっていうところがアンケートから見えてくればいいかなと思ってますので、そういった設問も取り入れております。最後に、アンケートをした方、消費者の方には無記名で行ってもらったほうがアンケート集まりやすいと思いますので、無記名でやるんですけども、回答していただいた方の知識レベルを見るために、例えばマイスターだったりとか、食品表示に詳しいのかとか、いろんな消費者団体などに所属しているのかとか、そういったアンケートのお客様のスペックといいますか、それを確認するための設問は組み込んでおります。以上です。

村尾議長 ありがとうございます。この消費者向けアンケートについて何か皆さんお気づきの点ございます

でしょうか。

(間)

村尾議長 この設問 12 のところは、例えば管理栄養士さんだとか、そういった職業的な資格みたいのは追加する必要もないですか、どうですかね。

廣部委員 どういう資格の方に答えていただいたのかっていうのを、集計後にどの程度知りたいかということになると思いますので、分類したいと思うところがあれば、もちろん項目に入れたほうがいいとは思いますが。

(間)

井出委員 よろしいですか。

村尾議長 はい。

井出委員 すいません、前段になってしまうかもしれないんですが、さっきの事業者向けはファクスでまずはアンケートを、協力を依頼するという事だったと思うんですけど、こちらのほうはどうかたちでアンケートを取るということを想定されているのでしょうか。

村尾議長 これに関しては、まず、同じように全豆連さん、日豆協さんのホームページから、そのアンケートサイトにリンクさせます。で、一般消費者向けアンケートはこちらみたいなかたちで誘導すると思うんですけど、周知のほうは、日本豆腐マイスター協会さんのほうにご協力をいただいて、それで、一斉配信メールのようなことが、マイスター協会さんでできるということなので、マイスターさんに関してはそういうかたちでしていただくと。それで、あと一般の周知っていうのは、もうフードジャーナルさんとかそういうところにご協力をいただいて、まあ、一般でもないと思えますけど。

西尾 OB フードジャーナルには一般人の読者はほとんどいないんで。うちに、仮に告知を出しても、ほぼそのリストに重なってしまいますんで、そこは難しいですね。このマイスターさんだけでも、今二千人以上。

村尾議長 2900 人超えてますね。

西尾 OB もおられますんで、マイスターさんの中にも非常に詳しいアドバンスの方から、

村尾議長 アドバンスの方もいけばね。

西尾 OB なりたての方も、いらっしゃると思うんで、そこに一斉にいけば、割と幅の広いアンケートの回答者になるんじゃないでしょうか。

村尾議長 n 数としては、結構稼げるんじゃないかなとは思いますが。

廣部委員 豆腐マイスターさんなんですけども、もちろんアンケートを取る相手としてはいいと思うんですけども、あんまりそこだけに偏ると、またせっかく取ったアンケートの集計結果の際に、マイスターにばかり偏りすぎじゃないかみたいなご意見を、

村尾議長 バイアスがね。それは、認識してるんですよ。だけど、一般に周知する方法があんまりいい案が思い浮かばないというところなんです。

廣部委員 できるかどうかちょっとわからないんですけども、例えば、生協さんだとかそういったところに、組合員さんとか、そういったところに何か情報を送っていただくようなことっていうのは難



しいでしょうか。

村尾議長 生協さんのご協力を得られればってことですよね。生協さん、日本で生協連さんとかを無視してするわけにはいかないの。

(間)

村尾議長 何かいいアイデアないですかね、一般の方への周知。

西尾 OB 母数をどれぐらいに想定するかってことあると思うんですけど。それこそ100とか200だったら、街頭アンケートとかそういうことでも対応できると思うんですけども。

村尾議長 街頭は集計できない。

西尾 OB でも、このアンケートでチェックしていくんですよね。

村尾議長 これは、だから、インターネットサイトで自動的に集計できるからのものです。

西尾 OB これはそうかそうか、自動集計だからね。

村尾議長 だから、できるだけもうインターネットサイトだけにしたいんですよ。集計作業のほうは、お金と手間はかけたくないの。

青山委員 各県の消費者団体に依頼したらどうですか。

村尾議長 そういうところにご案内状を送るんですかね、消費者団体ね。

(間)

村尾議長 それだったらできないことはないですね。

(間)

村尾議長 ちょっと各県の消費者団体のリストを挙げてみて、そこに郵送のようなかたちを取るのかなのかね。それを検討してみましょう。

(間)

相原 OB 要するに拡散して依頼すればいいわけですよね、

村尾議長 そうです。

相原 OB 回答の。

村尾議長 そうですね。かなり消費者団体に関連している人ですから、こういったことへの関心とか意識は高い方というバイアスは、当然かかってくるだろうですけど。

(間)

村尾議長 ありがとうございます。

上田 OB 一ついいですか。

村尾議長 はい、どうぞ。

上田 OB 設問の10番なんですけれども。設問の10、豆腐の原材料として表示されていたら、購入をためらう者があればすべてお選びくださいということで。ここでは、ある程度豆腐のことを知ってらっしゃる方へのアンケートということだったんですけども、これを選ばれて、あとこの情報はどういう部分で活用されるのかということと、表示であるとするれば、ほかにも澄まし粉の表現とか、にがりの表現とかもありますので、その辺もちょっと加味されるようなほうがいいかなというふうに、ちょっと二つ思います。

村尾議長 どうですか、廣部さん。

廣部委員 この設問の10は、規約のほうでも凝固剤ですとか消泡剤の副原料を表示していくことに関して、積極的に表示すべきというところと、やはりそこに拒否反応を示されるような、まあ事業者の中にもいると思うんですけども、まずは、一般の消費者の方がこういった物質に対して、どの程度、例えば、こういう物質があっても入ってるものがわかれば、特に、それを選択にするだけで、嫌だとは思わないというようなご意見が多いのであれば、表示すれば、しても変わらないねというところにもつながると思いますし、逆にやはり一般のお客様がちょっと拒否反応を示されるような物質があったりとかすれば、やっぱりそこが議論のときの参考資料として生きてこないかなと思ったので、ちょっと入れてみたんですけども、その際に、そもそも一般のお客様が、食品と添加物とわかってるのかってところもありますし。豆腐の中に砂糖だとか塩だとかが入ってても嫌な方は嫌とおっしゃる場合もあるので、その辺のご意見が伺えたらどうかなとは思ったんですけども。

上田 OB ありがとうございます。

村尾議長 だから、それと上田さんのご意見としては、そういうことをご存じないかもしれないので、塩化マグネシウムとにがりとは別々に書いとくとかいうのもありなんじゃないかっていうことですかね。

上田 OB そうですね。

村尾議長 にがりだったらいいけど、塩化マグネシウムは嫌だとか（笑）、ということがあるかも（笑）。

上田 OB そうですね、はい。そういうような意識を、実際みんななかなかそういうようなアンケートを取られたようなことは恐らくないと思います。初めての試みだと思います。非常にいいとは思いますが、いろいろ表示を実際にする可能性がある語句もありますので、その辺も多少加味されたらいいかなと思いました。

青山委員 いいですか。逆に9番のところは凝固剤としての物質名を選べというようなことが入ってるので、これはそうじゃないものを意識的に入れてるってことですか。

廣部委員 そうですね、はい。

青山委員 こちらのほうについて、今の、そのにがりだとか、硫酸カルシウム入れてもいいかもわかんないですね。

村尾議長 ひっかけ問題みたいだな（笑）。

男性？ （笑）

（間）

村尾議長 にがりとか澄まし粉とか。

青山委員 これ括弧にがり、括弧澄まし粉って入れてない理由もあるんですか。

村尾議長 括弧で入れなくても、別々で出しちゃうのも面白いんじゃないですか。

（間）

村尾議長 消費者の認識を知ることが多分目的ですので、にがりとは知ってるけど塩化マグネシウムは知らないとかってあり得る話ですもんね。じゃあ、これ選択肢の中にながりと澄まし粉っていうのもちょっと、今回の規約にもリンクする部分でもあるので加えましょう。

(間)

村尾議長 ほかにございますか。

(間)

村尾議長 前半の設問1とか2とかは、昔の日豆協さんのホームページによくあったようなアンケートですね。

梅内委員 だんだん難しくなっていくという。

村尾議長 設問3からですね。

(間)

村尾議長 よろしいですか。アンケートについては以上のようなかたちでございます。それで、スケジュールはまたあとで。ちょっと早いんですけど休憩を取りまして、3時半から再開ということでもいいですか。

(休憩)

村尾議長 時間でございますので再開します。

(間)

村尾議長 相原さん、さっきのリストの話なんですけど、中四国のほうは事務局のほうにすべてリストがあるの。

相原OB ありがとうございます。

村尾議長 これをまたのちほど。

相原OB 中四国、山口、広島、全部？

村尾議長 全部です。

相原OB じゃあ助かります。

村尾議長 すべて電話したので。あと、そのお手伝いをする際に、例えばファイルを送っていただいた、ファイルのここからここまでをスクリーニングしてほしいとかだったら、それはもうメールでやり取りしてできるものなんですか。

相原OB できます。でも、あんまり外に持ち出したくないので。

村尾議長 確かにね。

相原OB だから願わくば全豆連に来てもらって、集中してやれる方がいるのであれば、

村尾議長 そのほうがいいというわけですね。

相原OB 効率も上がるし電話代もかかりませんのでね。

村尾議長 わかりました。じゃあ、お手伝いできる方はぜひ相原さんのほうにご連絡をお願いします。では再開いたします。

相原OB チラシの件は？

村尾議長 こういうチラシを作成しておりました。で、このチラシは、お豆腐の表示が変わりますというのも暫定的な書き方だったんですけれども、まだ内容決まってないので、あまり断定的な書き方は

よろしくないなということで内容を変えております。それが今お手元にあるカラーのチラシです。で、このチラシを作った目的は、これから豆腐の表示を変えていきますよということを周知徹底する際に、主に関係団体ですね、例えば流通関係の日本スーパーマーケット協会さんですか、オール日本スーパーマーケット協会とか、いろいろそういう流通関係の団体であるとか、あるいは消費者団体ですね、そういったところに配布をして、それで今、豆腐業界はこういう動きをしておりますということでご理解を進めていただいたり、ご協力をいただいたりということのためにお配りするチラシになってます。それで内容的には、今、消費者が疑問に思っているようなこと、それをご存じですかというようなことで書いております。で、豆腐には公正マークがないってことも知らせるような内容になってますので、こういった内容でよろしいかどうかというところで、皆さんにご覧いただいております。それで裏面に関しては、それほど内容は書いてありません。若干文言を修正してる程度ですね。公正競争規約をどういうふうにするメリットということで、消費者にとって、豆腐事業者にとってはどういうメリット、消費者にとって、というところで書いております。ちょっとデザインを今回縦書きに変えてみたんですけど、いかがでしょうかね、内容的に。

梅内委員 わかりやすいですね。

青山委員 にがりは括弧っていうか入ってるんですけど、澄まし粉は入れないんですか。

村尾議長 (笑)。今のところ入れてないですね。今の法律で言うと、硫酸カルシウム、澄まし粉って、そこまではちょっと入れてないというところですね。

青山委員 これを配布するタイミングってのはいつ頃になるんですか。

村尾議長 これは随時いけるとところからいこうとは思ってるんですけど、本格的には3月ぐらい、協議会が発足する前とかに集中して。というのは、全豆連さんも80周年の記念事業が2月26日にありまして、それまでの間、なかなかほかの日に動けないんじゃないかなというようなところもあるので、できるところはできるだけ早く配布はしますけども、直接出向いて例えば齊藤会長のほうから消費者団体のトップの方にお渡しいただくとか、そういった場合は3月末ぐらいがいいかなと思ってるんですよ。はい、相原さんどうぞ。

相原 OB ご意見お問い合わせ先は、公正競争規約設定委員会となっておりますが、これはこのままでよろしいですか。準備委員会では。

村尾議長 そうですね。もうないですもんね、これね。でも協議会がまだ発足してないんですもんね。

相原 OB で、裏面にもちょっとおんなじようなことが一番下のところに。公正取引準備協議会に、お願いしますと、こうなってるんですけども。

村尾議長 そうですね。だから、これはもう業界団体さんを書くというほうがいいですかね。もうこの委員会自体がありませんし、協議会自体がまだ発足する前になりますので、業界団体さん以外、窓口はちょっと想定できないですもんね。

(間)

村尾議長 でいいですか。ご意見お問い合わせは一般財団法人全国豆腐連合会と、日本豆腐協会ですね、ということで。

(間)

大石 OB 3月頃には準備協議会でできてるんじゃないですか。

村尾議長 準備協議会はあとでスケジュールにふれますけど、4月発足予定にしてるんですよ(笑)。

一同 (笑)

(間)

村尾議長 これ、裏面にも2019年度にはというふうに書いてあるので。

(間)

村尾議長 いいですか。じゃあそういうふうに修正をします。そのほうが文言等で、いいですかね。

橋本 OB いいですか。認定申請を目指してってありますけども、2020年、年内ってことですか。2020年度。

村尾議長 これは一応、これもものちほどスケジュールのところで、2020年の3月。

橋本 OB 2020年？

村尾議長 の3月。

青山委員 19年だ。

村尾議長 いやいや、2020年の3月です。その時に、認定申請を。

橋本 OB 20年3月。

村尾議長 はい。

(間)

村尾議長 そう考えておりますので、2020年でいいと思います。

相原 OB 一応これ制作部数は大体見当つくところでしょうか。

村尾議長 いくらがいいですか。私に聞かれても困るんですけど(笑)。

(間)

村尾議長 前回これは5000部作ったんですよ、かなり余ってるんですけど。で、消費者団体さんとかそういったところにいろいろ伺うというのは一番いいんですけどね、全国を回るのは大変なんですけど。

相原 OB 例えば消費者団体にぼんと100ぐらいを送ったとなると、結構はけていっちゃうと思います。

村尾議長 そうですよ。スーパーマーケットの団体なんかは何百部という単位で配布するので。それはリストアップして、また。部数はそんな莫大な数にならないければ、例えば5000が1万になったってそんなコスト的には変わらないですもんね。

(間)

村尾議長 というようなところですよ。じゃあこの点はいいですかね。それからじゃあ、スケジュールの話が出たんで先にスケジュールをご覧ください。公正競争規約認定申請までのスケジュールということで、今日時点での表です。一番お尻からいったほうがいいと思うので、下のほうから見ていただくと、一応、再来年になるのかな、再来年の4月にパブリックコメントというところからいくと、その前の3月には、消費者庁へ認定申請をするということですね。認定申請の前には表示連絡会の開催。もう表示連絡会を開催する頃は、ほぼ規約の内容等準備は整ってて、何かそこで意見が出たら修正をしますよというような状態にしたいと思ってます。そのためには、表示連絡

会で初めて消費者とか有識者を呼ぶというよりは、その前の協議会の中でどこかで、消費者団体の方とか、有識者の方ともコンタクトを取っておいていただいて参加もしてもらってというほうが、やり方としてはいいのかなと思うので、そういったやり方をしたいと思います。その前に、10回ぐらい協議会をやるということですね。協議会を発足するのは4月ということで、毎月。協議会の中に委員会と専門部会というふうに書いてありますけど、これもまたちょうど説明をさせていただきます。果たして、このたった10回で終わるのかどうかということが非常に（笑）。タイトなって気はしてるんですけども、でもこれぐらいでやってしまいたいなという気もしてます。じゃあ、協議会が発足するまでの、今から言うと4カ月間あるんですが、その間に何をするかというと、まず、アンケートの配布をするということ、それからアンケートの回収、まとめをする。これを12月、1月。これも非常に年末年始挟んでということなんで、厳しいスケジュールではあるんですけど、この中でできるかどうかということですね。それから、多少2月にずれこんでも、これは作業的には問題ないと思うんですけども。公正取引準備協議会の募集を2月には開始をして、それで3月には全豆連さんとか日豆協さんのトップの方に主要事業者、これは大手業者さんになると思うんですけど、そういったところへ訪問していただくとか、あと関係団体の主要なところ、全国消費者団体連合会とか、そういったところには業界団体さんでちょっと行っていただきたいなというふうに思っております。そして4月には、協議会発足ですね。今のところこんなスケジュールでざっくりと考えてるんですけど。じゃあ、準備協議会はどんなものかということ、これは皆さんのご意見もいただきながらちょっと中身まとめていきたいんですが、豆腐公正取引準備協議会についてというレジュメが1枚ございます。設立目的としては、準備協議会ですから、もう委員会を使って、業界全体による議論を活発に行うと。公正競争規約に関してということですけども、公正規約の早期認定を目指すということ、それから公正取引協議会への円滑な移行ということで、準備協議会なので、そのあとの公正取引協議会へそのまま移行できるような組織運営をできるだけしていきたいというふうには思っています。あと、目標、加入者数をどれぐらいにするのかということ、それから協議会を何名ぐらいにするのかということ、それから専門部会、まあ協議会委員というのは何かということ、公正取引協議会なんかでもそうなんですけど、大体、協議会委員といわれる方は、経営トップの方がやってるんですね。乳業会だと今、雪印メグミルクの西尾社長でしたかね、が公正取引協議会の委員長をやられてるということで、豆乳なんかもそうですね。豆乳の場合は、キッコーマンソイフーズの重山会長がやられてるとか、そういうことになっておりますので、もうこれは経営トップの方ですね。それから、経営トップの方はそうそう集まれないと思うので、専門部会というので、そこで実質的な議論をしてみたい。ここには、企業の担当者の方、表示担当者の方ですとか、品質保証の担当者の方ですとか、そういった方が多いかと思うんですけども、そういった方に来ていただく。それから、組合なんかでは、そういった方がもしかしたら難しいかもしれないので、そういう組合から派遣を、専門家の方を派遣していただくとか、そういう対応になるかと思っておりますけれども、そういう方に来ていただくということですね。あと、予算計画も決めなきゃいけないですし、予算計画によって、各加盟企業にはどれぐらいの費用のご負担をお願いするかということも決めて

いかなきゃいけない。それから、開催の場所とか開催の日程とか、その辺のところを決めなきゃいけないと。あと、ちょっとこれ抜けてるのが、よく公正取引協議会の他の業界を見てると、包装資材メーカーがよく入ってるんですね、協賛企業として。そういったところがよく入っているもんですから、包装資材メーカーさんにもちょっとお声かけをして、当然、その公正マークをつけるとか、それから表示を、一括表示をしていくっていうと、包装資材メーカーさんが直接絡んできますので、まず、そこにも協賛企業として入っていただくと、かなり資金的にはプラスになってくるんじゃないかなとは考えております。じゃあ、この辺の目標加入者数とか、協議会委員を何名にするとかそんなところについて、参考資料として、以前に議論した内容があって、例えばこのE班の「豆腐公正取引協議会の設置に関して」なんていうのを見ると、いろいろ書いてます。母集団となる事業者数として、事業者数が6971施設あってとか、それから売上高1億5000万以上で、ざっと300社だとか、50億円以上は15社ですとか、10億円以上は60社ですとか、こういったことを書いてます。あと市場規模としては1645億円とか。当時議論した中では、会員獲得目標というのは2000社以上というふうには書いてあるんですけど、非常にハードルが、目標は高いなと、その準備段階ではなかなかここまで集まらないんじゃないかなというところがあったりでございますね。それから、これ予算規模については公正取引協議会という協議会ができたときの予算規模を一応書いてますので、これは参考までに。次のページいくと、委員会については、広域展開する会員ということで、大手6社の名前が書いておまして、それ以外に、ちょっと公正取引協議会の段になれば、各支部より1名ということを書いてあって、全部で15名というような書き方をしてるんですけど、まだ準備協議会の中ではなかなか各支部というところまではいかないと思うので、この辺をどうするかということで、暫定的に、大手、中堅、小規模事業者というふうに分けて、その辺の人数のバランスを取ってはどうかというところですね。あと専門部会についても計13~15名、まあ大手6社が全部出てくるかどうかというところもあるんですけども。あと各ブロックからの推薦の有識者だとか、それから外部委員としても消費者団体から2名とあってそういうこと、まあ参考までに書いてます。皆さんに伺いたいのは、この辺の目標加入者数とか、それから委員の数とか、どれぐらいが準備協議会としては適切なのかなというところでいろいろご意見を伺いたいなと思ってたんですけど、ちょっと私も1人で悩んでも答えが出なかったもんですから。

梅内委員 これは難しいな。

(間)

青山委員 すいません。4番の組織体制のところでブロックごとに分かれてるんですけども、この事業者数っていうのはどのくらいずつになるかわかりますか？

村尾議長 ここは、ちょっとまだわかんないです、今の段階ではね。

梅内委員 調べないといけないですね。ざっくりとぐらいですかね。わからないな。

村尾議長 まだ地域ごとについて、それこそ今、名簿を作成しているところで。

(間)

村尾議長 豆腐の場合は、数で言うとかかなり多くなる気はしてるんですけど。

(間)

村尾議長 種明かしをすると、全国飲用牛乳公正取引協議会の組織及び運営に関する規則というのがあって、それをいろいろ参考にさせていただいてるんですけど、牛乳なんかの場合でも、全国8ブロックに分けてやってるんですね。それで各ブロックごとの加盟者数とか書いてないのかな。

大石 OB この組織体制のところ、近畿に奈良入れてください。

村尾議長 奈良ですね。これはあくまでも案です。これはE班で検討したときの案です。準備協議会っていうのは、まだここまではないかと思うので。なかなか、そういう準備協議会の段階にはね、全国津々浦々までっていうところになると、会議に参加してくるのに非常にやっぱりコストと時間がかかるとかいう問題もあるので、ちょっとそこまではないかと思うんですけど。

青山委員 豆腐組合のブロックだと、静岡県は関東のブロックに入ったりするんですけども、それがこういう区画になるとちょっとやりづらくなることはないですかね。

村尾議長 それはあんまりないんじゃないですかね。あくまでも、公正取引協議会としての区分けなので。静岡がそもそも関東に入るっていうこと自体がちょっと(笑)、珍しいパターンですよ。

青山委員 山梨も。

村尾議長 山梨も中部は中部なんですよ。

青山委員 本当はね。

村尾議長 関東甲信越というくくりにはなってくるんですが。

(間)

村尾議長 この組織体制、これE班の資料にあんまり言及するのはやめてほしいです、これ(笑)。あくまでも参考資料ですから、今日は。じゃなくて、この豆腐公正取引準備協議会についてというところで、目標加入者数とか、協議会委員とか、専門部会とかをどうしましょうかねというところで議論をしていただきたい。

(間)

村尾議長 これ目標加入者数は、単に数だけではないんですけどね。ある程度、このあいだ消費者庁に伺ったときの話で言えば、シェアというのもあるので、全体のシェアの過半数以上を出せばってとこなんで、その数だけが問題ではなくて、どれぐらいの規模の事業者さんが加入しているのかというところ。それが、例えば、日豆協さん、加盟事業者さんが全社入ると売り上げ規模ではどれぐらいなんですかね。

町田 OB 大体、全国の3割ですね。

村尾議長 金額で言うといくらぐらいですか。

町田 OB 金額で言うと3割。

村尾議長 500億超。

町田 OB いや。

村尾議長 今1645億円、メーカー出荷額で言うとそれがベースにはなっているんですけど。

(間)

町田 OB 豆腐だけで日豆協の調べでは、2500億ぐらいはあると思うんですけど、豆腐だけで。



村尾議長 豆腐だけですか。

町田 OB ええ。油揚げ入れると 3500 億って見てるんですけど、まあ 2500 億ぐらい。

村尾議長 それ出荷額ですよ？

町田 OB ええ、出荷額。末端販売額で、これちょっと資料古いんですけど、平成 24 年で末端販売額で豆腐だけで 4167 億円ですから。5000 億の 3 割って 1500 億ですね。

村尾議長 1500 億。だから、日豆協さんは会員だけでも 1500 億いくつというんですから。

(間)

村尾議長 全豆連さんはその辺わかります？金額的なシェアというか。

相原 OB 会員のですか。

村尾議長 はい。

相原 OB 会員のシェアは、今、町田さんがおっしゃったのは工業統計ですかね。商業統計の数値が、ここに多分反映されてないと思うんですよ。で、全豆連の会員には商業統計に分類される方も少ないので、豆腐業界の全体の規模として 5000 億から 6000 億ぐらい。そのうちのどのぐらいのシェアがあるかっていうのは、ちょっと末端までっていうことになると思うんですけどね。

(間)

村尾議長 この参考資料に挙げてるのは、富士経済の調査になると思うんですけど、それで言うと 1600 億、豆腐。このベースがおっきくなっちゃうとハードルが高くなると思うんですよ。

村尾議長 で、それまで聞いた中ではこの富士経済の、

梅内委員 これが一番少ないからな。

村尾議長 この数字を基にするのが一番いいのかなって気がしてるんですけどね。

(間)

相原 OB 事業者数についても 6971 ってこれは、28 年度末、もうちょっと減ると思うんですけど、実際に年間通じて、メーカーさん、それから町店の常設してるものっていうことになってくると、4000 から 4500 だと思います、数的には。

(間)

村尾議長 問題は、今から 4 カ月後ぐらいになるわけですよ。この準備協議会を発足するのは、それまでに、どれぐらいの加盟者数が集められるかということと、あとそれから 1 年後、ですから再来年の 3 月認定申請の時点で、そこではやっぱり過半数の事業者は入れておきたいので、その一番、2020 年の 3 月時点ではやっぱり 2000 社ぐらいは集まってないといけないっていうのと、あとシェアで言うと、この富士経済のをベースにすると 800 億円以上、820 億円とか 830 億円ぐらいか。

男性 B そうですね。

村尾議長 ということにしたいので、じゃあそこから逆算して、来年の 4 月の発足時にどれぐらい集めていきましょかねっていうことなんですけどね。何でこんなことを皆さんにご相談するかというと、少なくともここにいる皆さんが同じ目標感を持って一緒に動いていただかないと、集まるものも集まらないから言ってるんであって、私一人が数字掲げたところで何の力にもならないですから、

目標感を共有していただきたい。それで業界団体の方をはじめとして、業界全体でやっぱ動いていかないと目標達成できないので。

(間)

川田委員 これ、例えば小規模事業者 2000 以上集めると考えて、小規模事業者って何社、何店ぐらい集める試算。

村尾議長 数で言うとほとんど小規模事業者になると思います。

川田委員 ですよ。

村尾議長 この別添資料、参考資料でもあるように、1 億 5000 万以上の事業者って 300 社ぐらいしかないんじゃないですかね。

川田委員 そうですよ。

村尾議長 うん。っていうことから考えると、これ、小規模事業者、一応 5 億円未満ってしてますけど、結構 5 億円という、各都道府県で言うとそこそこ大手のメーカーさんになっちゃうので。

川田委員 恐らく売上高で言うと、町店は、もうそれこそ 1000 万円いけば、今、御の字だと思うので。

村尾議長 だと思うですよ。だから、そういう方が数としては一番多いと思うんですよ。

川田委員 8 割以上はやっぱりそういう感じですかね。

村尾議長 ですね。

町田 OB シェアにしたら 99%以上なりますよ。

村尾議長 そうですよ。だから金額シェアのほうで大事なのは、やっぱり大手、中堅といわれるところ。ここがある程度、入ってくれないと金額シェアのほうは達成できないんですけど、今度、数になってくると町店さんが。

川田委員 そうです。僕ら協力しないと。

村尾議長 入っていただかないとという、ハードルが二つあるんですよ。

相原 OB これ、議長、消費者庁では必ずしもその二つのハードルの過半数をクリアしろということではなかったと思うんですけどね。

村尾議長 そうですね。あくまでも目安ですけどね。

相原 OB はい。いずれかというような言い方もちょっとしてましたから。

梅内委員 どっちがいいんだろう、金額。

相原 OB それと最後の最後には、消費者庁からも協力要請を、協力するというふうな話もありましたしね。

村尾議長 それはもう本当に、大手のうちの 1 社だけがなかなか加盟してくれないとかっていうことになれば、消費者庁のほうから何で加盟しないのということは言いますと、それは言ってくれてました。

町田 OB アンケートの結果にもよると思うんですけども、この前、消費者庁に行ったときに、今回の公正競争規約の案が細かすぎるんじゃないかと、そういったことで、かなり大きな事業者さんが反対してるんじゃないですかというふうなこともおっしゃってましたですね。で、例えば 1 月にアンケートの取りまとめをして、それから 1 カ月間で募集をして、まあ 2 カ月ぐらいで募集をして、4 月に公正取引準備協議会が発足したときに、この現在の細かい案に反対してる場所が入ってくるのかなっていうのが一番ちょっと心配で、そこから先、まだ粘り強くもちろん交渉はし

なきやいけないんでしょうけれども、その4月の準備協議会ができるまでの間に現在の案の修正をするのか、あるいは今の原案のまま準備会に突入するのか、その辺がちょっとみそかなというふうに思いますけどね。

村尾議長 でも案の修正はちょっと不可能でしょ。だからそのために、それを議論するためにアンケートを取ったわけであって、そのアンケートはあくまでも準備協議会で議論するための、材料ですね。それで、これまで3年間この委員会で作ってきた案というのもたたき台ですから、両方、そのたたき台とアンケートの結果に基づいて議論をするということなので。

町田 OB そうすると、準備協議会の中でその案を議論して、大手を勧誘していくってということですね。

村尾議長 そうですね。

(間)

村尾議長 だから日豆協さんに特にお願いしたいのは、たたき台はたたき台として出すんですけども、議論としてはゼロベースにして議論するんだということによって皆さんにご理解をいただいて、ぜひ企画決定をしていただいて、日豆協の会員さんは、もうすべて参加いただきたいというところが。

(間)

村尾議長 だから、こういう数字で書くとすれば認定申請時点で書いてありますから、総加入者数で言うとやっぱり2000社以上ということになると思うんですよ。

男性 B これだとそうですね。

村尾議長 4月時点でというのはもうちょっと、その4分の1とかそういうふうになるかもしれないですけど、そこから1年たったところでの2000社。で、やっぱり大手企業、50億円超というところであれば、できれば15社全部出ていただきたいと。

男性 B そうでしょうね。

村尾議長 目標はね。

男性 B 目標は。

(間)

村尾議長 日豆協さんの加盟者で50億円以上って何社あるんですか。

(間)

町田 OB 5社ですかね。

村尾議長 5社。

大石 OB 5社？

町田 OB うん。

大石 OB 売り上げベースで考えるから、油揚げ入ってるものも入ってるって考えちゃうわけね、売り上げでね。

村尾議長 そうです。

大石 OB 50億円以上って15社もあるんですか。

村尾議長 一応これ、僕が調べたときにはあったんですよ。

大石 OB 10社ぐらいしかないんじゃないかな。

村尾議長 いや、そんなことはない。

町田 OB いや、今はもう増えてると思います。

村尾議長 例えば、

大石 OB 15社ぐらい？

村尾議長 納豆がメインだけどヤマダフーズさんとか、そういうところも入るんですよ。豆腐をやってますからね。

梅内委員 やってます。

村尾議長 だから、あくまで豆腐だけの売上高なんで。だからオーケーさんとか、そういうところも一応、

大石 OB 豆腐ゼロだね。

村尾議長 豆腐はゼロになっちゃうんですけど、丸美屋さんだとかも入ってくる。

大石 OB それって豆腐公正競争規約に関係してますかね。

村尾議長 全く豆腐作ってないっていうところはちょっと関係しないんですけど。

大石 OB そうか。丸美屋さん入れると6社ですね。

村尾議長 そうですね。

(間)

村尾議長 だからそういう豆腐がメインじゃないところっていうのははずすと10社。

大石 OB 10社いかない。

村尾議長 もないのかな。6社はあるでしょ、6社。いしかわさんところがあって、あと三好さんも入りますよね。9社。

青山委員 太子さんは？

村尾議長 いや、入ってる。両方入ってます。

青山委員 高木さんだって50億以上でしょ。

高木委員 なってない。

青山委員 ない？

高木委員 ないない。ちょっと足りません。

村尾議長 だから豆腐メインで考えると9社か10社ぐらいになるのかな。ちょっともう一回、

男性 B 豆腐だけだと。

村尾議長 その辺は調べてみますけど。で、あと中堅企業はどれぐらいなるかですよ。

青山委員 5億っていうのは。

高木委員 5億超えたら、もうこの業界、大企業ですよ(笑)。

村尾議長 本当そうですよ。5億超えたら結構豆腐業界では大企業になっちゃいますからね。

高木委員 大企業です。地域での存在は大きいと思います。

村尾議長 石川さん、愛知県だと売上高5億円超えてる豆腐事業者さんって何社ぐらいいらっしゃいます？

愛知県結構いらっしゃいますよね。

石川 OB 愛知、結構います。そこそこ。でも10いかないんじゃないかな。

村尾議長 だから多分都市部に行けばそれぐらいのところはあるんですよ、5億近辺。

青山委員 ありますね。都内はゼロですよ。

村尾議長 萩原さん都内じゃないですか。萩原さんそれぐらい行ってますよね、多分。

梅内委員 多分。調べなきゃいけないですね。

村尾議長 じゃあここはもう一回ちょっとリストアップしてみましょう。日豆協さんも、こういう過去をお調べになった資料とかお持ちでしたもんね、確か。

町田 OB ありますよ。

村尾議長 ありますよね。だからそれもう少しちょっと精査して、その辺は日豆協さん、全豆連さんのご協力を得て。で、委員の構成なんですけど、何人ぐらいで議論をすればいいのかなというふうに思ってるんですけど。

(間)

梅内委員 この辺も難しいですね。

(間)

村尾議長 今の委員会が16名でしたっけ。

梅内委員 15名とかでいいんじゃないですかね。

村尾議長 それぐらいですかね。

梅内委員 いいと思いますね。

村尾議長 15名ぐらいの規模になってくるのかなというのは何となくイメージでは思ってるんですけど。ただ、難しいのは、例えば大手企業がそれに参加していただければ出ていただけると思うんですけど、中堅だとか小規模事業者のところがなかなか、例えば中堅のお豆腐屋さんとか非常にお忙しくて、社長さん自ら工場に入ったりとかすると、なかなかこういった委員会には出てこれないとかっていうところもあったりするので。ましてや担当者の派遣とかっていうともっと難しいとかっていうことになってくると思うんで、この辺がちょっと難しいかなと思ってるんですけど、でもね。かといって、経営トップの方ばかりで細かい議論が進むかっていうと、なかなかそこは難しいっていうところもあるので。

(間)

梅内委員 15名、うーん。

村尾議長 できれば協議会委員も専門部会も15名体制ぐらいで組みたいんですけど、実際問題集まるかどうかっていうところなんですよね。

梅内委員 組みたいですね、15名。

(間)

川田委員 小規模事業者は難しいかもしれないですね、ほぼ。遅い時間にしてもらおうとかしか。正直、僕がまねな存在なんで。両方とも、社長も僕も一から十まで全部できるっていうのが。意外と分業制でやってるところとかありまして、例えばパートさん雇って5名ぐらいで全部まかなってるっていうところだと、やっぱり肝の部分は代表がやったりとか、パートさんも細かい作業とかはやってもらうっていうのが多いので。

村尾議長 だから組合なんかあれでしょ。会合とか大体夜にやるんですよ。

川田委員 会合自体は午後2時、3時とかにはやってるんですけど、でも基本的に、もうフルで働いてる人は出られない状況があるので。

村尾議長 ご隠居さんが出るとか。

川田委員 そうですね。言葉悪ければ、もうおじいちゃんばっかが出てるので。だから、もしかしたら小規模事業者に頼むのでしたら、その組合の推薦のみでやっていただいたほうが、もしかしたら事業者としてはうれしいかなって感じですね。

村尾議長 そんなたくさん数は要らないんですけどね。2名から3名ぐらいでいいと思うんですけど。

(間)

村尾議長 例えばですけど、東京都の組合で言ったら田所さんみたいな立場の方。

川田委員 そうですね。事務局長とかね。

村尾議長 出ていただくとかね。

川田委員 ただ、さっき言った、特に一から十できる人が複数いるっていうのはなかなかまれになってるので、それこそ恐らく1人でやっているとか、2人でやっても、ほとんどもう一人がサポート入ったりとか、肝の部分は1人でやってるっていうとこの代表が、もう9割占めていると言っていいぐらいです。

(間)

村尾議長 どういう方が参加してくれるかによって出たところ勝負みたいなのところもあるんですけど、ここに関しては本当に。でも、ある程度やっぱりこういうことを想定してやってくというか、お声がけもしていないといけないので。

青山委員 東京都以外だったら参加できる方はいらっしゃると思うんですけどね。

梅内委員 ああ。東京都以外。

村尾議長 東京都以外であれば。

(間)

梅内委員 でもいいんじゃないですかね。15人。とりあえず15人、15人で、これいいと思いますよ。

村尾議長 あと専門部会委員のところの消費者団体等っていうところは、いろいろちょっと公正取引協議会連合会っていうのがあるので、そこから消費者団体とかも紹介していただいて、ふさわしい方がいれば、そこに1名ないし2名ぐらいは出していただくということを考えています。あらかじめそういったところから議論に参加しておいていただいたほうが表示連絡会をする際もスムーズに進むと思うので。あと予算計画はちょっとまだ立ててないんですけど、今までこの設定委員会については、皆さん手弁当で参加していただいたんですけど、なかなかこれ以上たくさんの人に参加いただくとなると、日当は無理でも、交通費だとかそういうのはきちっと支給しないと難しいと思うので、その辺は予算を組んで、加盟企業にどれぐらいのご負担をしていただけますかというところをちょっとこれから組みたいと思います。

(間)

村尾議長 で、さっきのスケジュールを見ていただくと、一応この協議会委員会に関しては、経営トップの方々に、計3回集まっていたくような案にはなってるんですけど、3回も集まっていたける

のかな（笑）。

梅内委員 （笑）

村尾議長 一応一番最初の発足の時点で、皆様、これはセレモニーも含めて非常に重要なので集まっていた  
だくとして、そのあと中間報告を9月に、豆腐の定義の部分と必要表示事項の議論は済んだとこ  
ろで集まっていたいて、そしてあとは1月ですかね、1月に、すべて、

梅内委員 承認と。

村尾議長 すべての議論が終わって、表示連絡会にこれから出しますよといったところで集まっていたい  
て、そして承認をいただくと。

梅内委員 大丈夫でしょう、3回。

村尾議長 3回ぐらいだったら来ますかね。

梅内委員 3回ぐらいなら来るんじゃないですか。

村尾議長 だから、できればこの辺の日程をもうあらかじめ全部、

梅内委員 お伝えして。

村尾議長 場所の問題があるんですけどね。開催場所の問題はありますけど、ちょっと開催日程をきちんと  
決めてかかりたいなというところがあります。あと、さっきちょっとつけ加えた協賛企業なんで  
すけど、容器というかフィルムメーカーさんとおっしゃると、どんなところがあるんでしょうかね。

石川OB ミツマさんとか。

村尾議長 ミツマさんありますね。容器包装協会とか、あと食品容器、何だっけ、見てみたんですけど、下  
のトレーのほうは割とそういう業界団体へ加盟してる人多いんですけど、上のフィルムのほう  
があんまりそういう業界がない。

高木委員 ないよね。

村尾議長 ないですよね。

青山委員 情報が流れないからね。

村尾議長 そうですね。

（間）

村尾議長 ちょっとその辺の情報を皆さんからすると。太子さんとかどうですかね。

梅内委員 （笑）。私もよくわからないんで聞いてみます。

村尾議長 また聞いといてください。

高木委員 中堅ちゅうのも、あんまり大手はないんですね。

村尾議長 あんまり大手ないですね。

高木委員 フィルムはどっちかっていうとね。

村尾議長 あんまり大手はないですよ。割と少ないと。

高木委員 結構細かいところを何社か使ってる。

村尾議長 だから印刷屋さんの中ですから、印刷業者さんって全国に7000社ぐらいまだありますからね。

（間）

村尾議長 といったところで、これからもっと人を集めなきゃっていう話になると、皆さんうつむき加減に

なられて（笑）。

一同 （笑）

村尾議長 それをやらないと、これ始まんないような話になってくるので、これからは。

梅内委員 いかないですね。いかないですもんね。集めなきゃいけない。

村尾議長 本当です、そこんところをもっとぼんぼんとアイデアが出てきたりとかすると、非常に私としてはありがたいんですけど。

（間）

村尾議長 で、これから、もうこの委員会自体は今日で一旦終了となるので、4月に向けてはちょっと業界団体の、両業界団体と今後の動き方についてはちょっとご相談をどっかの段階でさせていただいて、スケジュールを細かく組んでいくということになります。それから協議会の予算なんかも組んでいくということですね。で、委員の皆さんには、その中間のところちょっとお手伝いをいただくかもわからないので、まだ具体的にちょっとどういうお手伝いをお願いするかというのは私もまとめきれないんですけど、早い段階でそういったことをまとめて、それぞれ個別にお願いをすることもあるかと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。ちょっと最後、尻すぼみな議論になってしまっていて恐縮です（笑）。

一同 （笑）

村尾議長 何かほかに皆さんのほうからありますか。

青山委員 別のことでいいですか。

村尾議長 はい、どうぞ。

青山委員 この委員会以外のことですが。

村尾議長 はい、どうぞ。

青山委員 先日、11月15日、厚生労働省のヒアリングがありまして、内容は、営業許可の大きくくりを今進めているということで、いろいろ業界団体のヒアリングをして、豆腐業界も相原さんが急遽割り込んで、その委員会で意見を聞いていただいたんですけども、豆腐業者は現在、お豆腐の営業許可取りながら総菜の許可取っていたり、菓子の許可取っていたり、飲食の許可を取っていたり、重複して許可を取っているんで、豆腐の営業許可を取っていれば、豆乳だとか、豆腐から作った加工食品については全部一括で許可してほしいというような要請をしたわけなんですけども、同じことがほかの業界にもありまして、似たような意見を言っていました。さらに各地方の保健所ごとに指導がばらばらであるということで、厚生労働省のほうで一括してそういう窓口を作ってほしいという要請があって、また充填豆腐のポイル温度、中心温度が90℃40分なんて言われて、豆腐じゃなくなっちゃうものを指導されたりすることもあるという話をしたり、がんもどきが総菜の許可を取れと言われたようなことがあるというような事例とか、それとあと、ドーナツを菓子の許可を取って作っているんですけども、これについても豆腐の許可の中で大きくくりでやってもらえないかっていう話をしたんですけども、ここについては小麦のアレルギーがあるからだめだという、委員の先生が言って、区分けをちゃんとしなくちゃいかんというような。それと同じ油で揚げているだろってというようなことを言われて、とんでもないって話もしたんですけど



も、そういうことを言われる先生まで非常に認識がなかったんですが、充填豆腐については非常におかしいということを理解していただきました。がんもどきについてもおかしいということ認識してもらいまして、だいたい豆腐業界の営業許可についての認識はしていただいたんですけども、一部の委員長の方から、豆腐屋さんじゃなくて総菜業でどうかという、そんなことまで言ってるほどで、認識をしていただいている中でちょっとおかしな意見もあって、最終的にどういふことでまとまるかはわかりませんが、一応そういう意見を申し上げてきました。だから豆腐製造業とされているものを、豆腐類製造業としてはどうかというような相原さんのほうからご提案で、幅広く取れるようなかたちでできないかというのを提案してきております。あと相原さん、何か追加事項あれば。

相原 OB いえ、青山さんの完璧なプレゼンが素晴らしく。

村尾議長 一括表示なんかも、例えば豆腐プリンみたいなものを作ったときに、菓子と書けっというところと豆腐って書いていいよっというところで、保健所によって見解が違ったりしますもんね。

青山委員 それはどの業界からも言われてましてね。

村尾議長 豆腐業界だけじゃないんですね。

青山委員 はい。甘納豆が、乾燥してるときと、ちょっとウェットになったときでも違う。

村尾議長 (笑)。ウェットになってるとどうなるんですか。

青山委員 和菓子になっちゃう。

村尾議長 和菓子になるんですか。乾燥してると菓子になるんですか。

相原 OB 昭和二十何年に、この営業許可制度が始まったときの豆腐製造業の整理がどのようにされたかっていうのも曖昧なんです。曖昧なまま、今までずっときてしまっている。

青山委員 今回、昭和 32 年にこの区画がされて、全然見直しをされてなかったの、ここで見直しをしようということで、厚生労働省が今、動いている。

村尾議長 ありがとうございます。すいません。あと一点、ちょっと私、忘れてました。この規約とか施行規則を、一応これを最終というかたちでたたき台にしてるんですけど、この中に一点ないのが豆腐の堅さ。これ、推奨表示として表示マニュアルのほうには記載して、皆さんに推奨しましょうということやってたんですけど、今のところは表示マニュアルでも、全部完璧にできてないもんですから、載ってる資料がないんですね。今度準備協議会に移行するときに。それで、ちょっとそれをどうしようかなと思って、例えばですけど、特定表示事項のところの一つ入れるという方法論がある。堅さを表示をする、堅さを表示してもよいみたいところです。豆腐の堅さについて、表記についてというのをどっか特定表示以外の。例えば濃度を強調する表示のあとに、堅さの目安を表示する表示みたいなかたちで入れたりとか。

梅内委員 数値基準も必要？

村尾議長 で、数値基準はマニュアルでいいと思うんですけど、施行規則のほうには別途基準に従って、

梅内委員 してもよい。

村尾議長 堅さの表示をしてもよいと、

梅内委員 ありますもんね、堅豆腐においては。

村尾議長 　　というようなものを入れといたらどうかなと思ってるんですけど、いかがですか。

梅内委員 　　入れといていいと思います。

青山委員 　　いいんじゃないですか。

村尾議長 　　よろしいですか。じゃあちょっとそれで。その点だけちょっと比較表と、それから規約、施行規則案のほうには書き加えておきたいと思います。

（間）

村尾議長 　　皆様、お忙しいところ、おつき合いいただきましてありがとうございます。本当に、私のつたない議長の手腕のなさによって、この長い間おつき合いをいただいてしまったことに対して、もう本当におわびを申し上げると同時に、それでも皆様のご協力のおかげで何とかここまでこぎつけましたので、あとは業界の皆さんに、これまでの成果と、それから今後の展望ということでしたら集まっていただいて、何とかあと1年ちょっとで規約を、認定申請の、できるようにしたいと思っておりますので、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。もう本当に長きにわたって皆様には感謝を申し上げます。ありがとうございます。

青山委員 　　おつかれさまでした。

村尾議長 　　おつかれさまでした。

青山委員 　　ごくろうさまでした。

一同 　　　　（拍手）

以上